

福山市建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事のうち、共同施工することにより当該工事を円滑に実施し、かつ、地元建設業者の健全な育成等を図ることを目的として結成する共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として共同施工方式により、その都度結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

3 この要綱において「地元建設業者」とは、本市の区域に主たる営業所を有する者をいう。

(適用)

第3条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、福山市契約規則（昭和41年規則第13号）、福山市建設工事執行規則（昭和41年規則第52号）、福山市建設工事等競争入札参加資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第1号）、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱（1997年（平成9年）4月1日施行）及び福山市建設工事等入札参加者審査会設置要領（2007年（平成19年）4月1日施行）の定めるところによる。

(対象工事)

第4条 共同企業体に発注する対象工事は、原則として設計金額が別表左欄に掲げる工事の種類に応じ、右欄に掲げる金額以上であり、かつ、その工期、工事内容、技術的特性、現場状況等を総合的に勘案し、福山市建設工事入札参加者審査会の議を経て、市長が選定するものとする。

2 前項に掲げる工事の種類以外の工事においても、共同企業体による施工が適当であると認められるものについては、共同企業体方式により発注を行うことができる。

(共同企業体の要件等)

第5条 共同企業体の資格要件及び結成方法は、次に定めるところによる。

(1) すべての構成員が、当該年度の建設工事の入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。

(2) すべての構成員が、建設業の許可を有してから3年以上の営業年数その他相当の施工実績を有すること。

(3) 構成員の数は、2又は3とし、工事ごとに定めるものとする。ただし、大規模工事については、この限りでない。

(4) 組合せは、当該業種の等級区分の第二位等級以上に属するもので構成するものとする。ただし、施工技術上等特段の必要性がある場合には、第三位等級以下に属す

るものが構成員となることができる。

(5) すべての構成員が当該工事に対応する許可業種にかかる監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(6) 各構成員の出資比率の最小限度基準については、原則として次のとおりとする。

2社の場合 30%

3社の場合 20%

ただし、構成員がともに地元建設業者で構成する場合は、この限りでない。

(7) 代表者は原則として構成員のうち施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(共同企業体の結成手続き)

第6条 共同企業体は、原則として構成員の任意の組み合わせにより結成するものとし、この場合において構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

2 共同企業体を結成しようとする者は、所定の期日までに共同企業体協定書を郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出するものとする。

3 前項の共同企業体協定書を提出しなかった者は、当該工事の入札を無効として取扱うこととする。

(入札手続)

第7条 共同企業体の代表者は、入札書及び工事費内訳書を提出しなければならない。

(契約の締結)

第8条 共同企業体との契約の締結に当たっては、契約書に共同企業体の代表者及び当該構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第9条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、1994年（平成6年）5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 建設工事の種類 | 発注の標準となる金額 |
|---------|------------|
| 建築一式工事 | 5億円以上 |
| 土木一式工事 | 3億円以上 |
| 管工事 | 1億5千万円以上 |
| 電気設備工事 | 1億5千万円以上 |

